

令和6年（ワ）第6807号・令和7年（ワ）第9801号 投稿記事削除等請求事件
原告 部落解放同盟大阪府連合会 外4名
被告 宮 部 龍 彦

準備書面3（9801号事件及び手続事項について）

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

令和8年5月7日

被告 宮部龍彦

被告は、令和7年（ワ）第9801号事件の訴状、令和6年（ワ）第6807号事件における原告ら第2準備書面、並びに訴えの変更、訴額及び仮執行宣言に関する原告らの主張に対し、以下のとおり反論する。

被告は、記事及び動画の違法性、差止めの可否、損害の有無、表現の自由、公益性、公知性、原告大阪府連及び原告支部らの任意的訴訟担当並びに団体固有権について、令和6年（ワ）第6807号事件における従前の主張及び被告準備書面2の主張を、令和7年（ワ）第9801号事件にも共通する限度で援用する。

本書面では、重複を避け、9801号事件に固有の請求の立て方、3支部のみを原告とすることの限界、原告ら自身の支部表示及び訴状記載から生じる自己矛盾、請求対象の特定不足、救済範囲の過大性を中心に述べる。あわせて、原告らの訴えの変更、訴額及び仮執行宣言に関する手続上の問題を述べる。

被告は、本件両事件の請求全部について、却下又は棄却を求める。

目次

第1 本書面の要旨	3
第2 9801号事件の請求の立て方に根本的な問題があること	4
1 3支部のみを原告とする事件であること	4
2 3支部の請求が大阪府内全体に拡張されていること	4
3 「構成員」「地域住民」「地域に縁がある者」が混同されていること	5

第3 原告ら自身の支部表示及び訴状記載から生じる自己矛盾	5
1 原告らの論理では、支部名及び支部存在自体が地域結合情報となること	5
2 訴状本文でも、原告ら自身が地域を同和地区として記載していること	6
3 原告らは、自己の当事者適格を立証するために、まさに「暴露」と同種の情報を提出していること	6
4 公刊資料及び行政資料上も、3支部及び各地域は公然と扱われてきたこと	7
5 原告らの主張は、結局、表現内容ではなく表現主体を問題にしていること	8
第4 請求対象の特定が不足していること	8
1 総論	8
2 記事について	8
3 動画について	8
4 「記事」と「動画」を一体視できないこと	9
5 3支部と各記事・各動画との対応関係がないこと	9
第5 外部対応及び先行判断は本件の一括削除・一括差止めを基礎づけないこと	9
第6 削除、将来公表禁止、損害賠償及び仮執行宣言について	10
1 一括削除及び将来公表禁止は過大であること	10
2 損害賠償請求にも理由がないこと	10
3 仮執行宣言は認められないこと	10
第7 訴えの変更及び訴額について	11
1 6807号事件における訴えの変更について	11

2 訴額について	11
第8 結論	12

第1 本書面の要旨

- 1 9801号事件は、西郡支部、西成支部及び野崎支部の3支部のみが原告となり、個々の権利主体ごとの居住歴、秘匿意思、対象記事との関係及び具体的侵害を審理する形になっていない。にもかかわらず、原告らは、大阪府内の多数の記事及び動画を一括して削除し、さらに「ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載等の一切の方法」による将来公表禁止まで求めている。
- 2 原告らの主張には、根本的な自己矛盾がある。原告らは、被告が地名を示して当該地域を同和地区として扱うことを「暴露」「喧伝」と非難する。他方で、原告ら自身は、「部落解放同盟大阪府連合会西郡支部」「同西成支部」「同野崎支部」という支部名で原告となり、訴状においても、西成支部及び野崎支部が当該地域における同和地区を拠点とする団体である旨を自ら記載している。
- 3 これは単なる言葉尻の問題ではない。原告らは、当該地域と部落解放運動又は同和地区との関係を自ら主張立証することで、原告適格、任意的訴訟担当、団体固有権及び損害を基礎づけようとしている。にもかかわらず、被告が同和行政、部落解放運動、地域史、公刊資料又は行政資料に基づいて地域を論じると、一括して違法な暴露であるという。これは、表現内容ではなく表現主体によって違法性を決める二重基準であり、採用できない。
- 4 原告らは、別紙投稿記事目録1の41本の記事及び別紙投稿記事目録2の26本の動画について、どの原告支部の、どの構成員又はどの地域住民の、どの権利が、どの記事又は動画のどの部分により侵害されたのかを特定していない。動画については、問題とされる秒数、映像、音声、字幕等の特定もない。
- 5 Google社又はXの対応、YouTube上の削除、富田林仮処分決定、全国部落調査事件関係判決は、本件の全記事・全動画について、原告支部らの請求を当然に基礎づけるものではない。被告は、民間プラットフォーム側の具体的な判断理由を知らないし、これを認めるものでもない。仮に何らかの利用規約又はガイドライン上の対応があったとしても、それは日本法上の人格権侵害の判断を代替しない。仮処分決定は本案を拘束せず、対象も限定されている。全国部落調査事件関係判決も、個人原告ごとの具体的関係を基礎に判断されたものであって、団体が地域全体を包括代表することを認めたものではない。

6 したがって、9801号事件の請求は、訴訟追行権限を欠くものとして却下されるべきであり、本案に入る場合でも、請求は全部棄却されるべきである。原告らの現在の主張立証のまま、大阪府内全体の記事及び動画の一括削除、将来公表禁止、各支部220万円の損害賠償及び仮執行宣言を認めることはできない。

第2 9801号事件の請求の立て方に根本的な問題があること

1 3支部のみを原告とする事件であること

- (1) 9801号事件において、原告らは、別紙投稿記事目録記載の各記事の削除、同各記事についてウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載等の一切の方法による公表禁止、各原告に対する220万円及び遅延損害金の支払、並びに削除、公表禁止及び金銭請求についての仮執行宣言を求めている。
- (2) しかし、同事件の原告は、西郡支部、西成支部及び野崎支部の3支部のみであり、個々の権利主体が、自己に関する具体的表現部分の削除又は禁止を求めるものではない。
- (3) したがって、9801号事件は、権利主体ごとに、居住歴、出身、親族関係、秘匿意思、既公知性、対象記事との関係等を踏まえて具体的な人格的利益侵害を審理する形になっていない。支部という私的団体が、構成員又は地域住民の人格的利益を根拠として、大阪府内の多数の記事及び動画の一括削除・将来禁止を求める事件である。
- (4) このような請求の立て方自体が、6807号事件とは異なる。6807号事件では少なくとも個別の権利主体に関する主張が問題となり得るのに対し、9801号事件では、支部のみを原告として大阪府内全体の削除及び将来禁止を求めている。したがって、9801号事件では、原告支部ら自身の固有権又は個々の権利主体からの具体的授権がなければ、請求の基礎を欠く。

2 3支部の請求が大阪府内全体に拡張されていること

- (1) 9801号事件の別紙投稿記事目録1は、大阪府内に関する多数の記事を列挙し、別紙投稿記事目録2は、JINKEN.TV上の大阪府内に関する多数の動画を列挙するものである。
- (2) しかし、原告は西郡支部、西成支部及び野崎支部の3支部に限られる。各支部の構成員又は関係者の人格的利益を問題にする場合でも、その審理対象は、当該支部又はその構成員と具体的に関係する記事又は動画に限られる。
- (3) ところが、原告らは、3支部に直接関係しない大阪府内各地の記事及び動画についても、一括して削除及び将来公表禁止を求めている。原告らの請求は、3支

部の権利救済という形式を取りながら、実質的には大阪府内の「部落探訪」一般を禁止しようとするものである。

- (4) これは、民事訴訟における個別的権利救済の枠を超える。民事訴訟は客観訴訟ではない。原告らが大阪府内の部落探訪一般を許せないと考えるとしても、そのことから、3支部に大阪府内全体の記事及び動画を削除・禁止する請求権が発生するものではない。
- 3 「構成員」「地域住民」「地域に縁がある者」が混同されていること
- (1) 9801号事件訴状は、本件各記事により「原告らの構成員（同盟員・支部員）の暮らす地域」が晒されていると述べるにとどまり、地域住民全体についての授權関係を主張立証しているわけではない（同訴状3頁）。
 - (2) それにもかかわらず、原告らは、請求の趣旨において別紙投稿記事目録記載の各記事全部の削除及び公表禁止を求めたうえ（同訴状2頁）、本文においても、当該地域に暮らす者、当該地域に縁がある者、同和地区出身者一般に対する差別のおそれを主張し、救済範囲を「大阪府全体（投稿記事目録1・2の全投稿）」へと拡張している（同訴状11頁、20頁）。
 - (3) しかし、構成員、支部員、地域住民、地域出身者、当該地域に縁がある者は、法的にも事実上も同一ではない。少なくとも、9801号事件において、原告らは、これらの範囲の違いを整理せず、誰のどの人格的利益を根拠にするのかを明らかにしていない。
 - (4) 原告らが構成員の利益をいうなら、構成員と各記事又は動画との関係を特定すべきである。地域住民全体又は地域出身者全体の利益をいうなら、その者らからの具体的授權を主張立証すべきである。原告らは、そのいずれもしていない。

第3 原告ら自身の支部表示及び訴状記載から生じる自己矛盾

- 1 原告らの論理では、支部名及び支部存在自体が地域結合情報となること
- (1) 原告らは、被告が地名を示し、当該地域を同和地区と結び付ける情報を公表しているとして、これを「暴露」「喧伝」と非難する。
- (2) しかし、原告ら自身は、9801号事件において、「部落解放同盟大阪府連合会西郡支部」「部落解放同盟大阪府連合会西成支部」「部落解放同盟大阪府連合会野崎支部」という名称で原告となっている。
- (3) これらの名称は、単なる任意の団体名ではない。「部落解放同盟」という団体名に、西郡、西成、野崎という地域名を冠した支部名である。原告ら自身の主張体系を前提とすれば、これらの支部名は、当該地域と部落解放運動、ひいては当該地域が同和地区であることを結び付ける情報である。

- (4) 原告らは、被告が地域名を同和問題の文脈で記載することを違法な暴露であるという。他方で、原告らは、同じ地域名を冠する部落解放同盟支部として訴訟を提起し、その名称をもって原告適格、任意的訴訟担当、団体固有権及び損害を主張している。この矛盾は、本件の核心である。
- 2 訴状本文でも、原告ら自身が地域を同和地区として記載していること
- (1) 原告らの自己矛盾は、支部名にとどまらない。
- (2) 9801号事件訴状は、西成支部について、大阪市西成区における同和地区を拠点とし、部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体である旨を記載している。また、野崎支部についても、大東市野崎地区における同和地区を拠点とする団体である旨を記載している。
- (3) すなわち、原告らは、本件訴訟において、自ら、特定地域を同和地区として記載している。
- (4) もし原告らのいう「暴露」が、地域名と、当該地域が同和地区であることを結び付ける情報の存在それ自体を意味するのであれば、原告ら自身の訴状記載も同じ性質を有することになる。逆に、原告らの訴状記載が、訴訟上必要な事実主張として許容されるのであれば、地域名が同和問題の文脈で現れること自体を直ちに違法とすることはできない。
- 3 原告らは、自己の当事者適格を立証するために、まさに「暴露」と同種の情報を提出していること
- (1) 原告らが支部として請求を行うためには、各支部がどの地域に存在し、どのような目的を持ち、どのような構成員によって組織され、どの地域についてどのような活動をしているのかを主張立証しなければならない。
- (2) しかし、それは、原告らの論理によれば、当該地域と部落解放運動又は同和地区との関係を示す情報である。
- (3) もちろん、被告は、原告らが訴訟で自己の組織名や活動実績を述べること自体が当然に違法であると主張するものではない。被告が指摘するのは、原告らの法的基準が一貫していないということである。
- (4) 原告らは、自己に都合のよい場合には、地域名、支部名、活動拠点、同和行政資料、公刊資料を当事者適格及び損害の根拠として用いる。他方で、被告が同和行政、部落解放運動、地域の歴史、行政資料、公刊資料、現況等について記述すると、これを一括して違法な暴露であるという。
- (5) 裁判所が採るべき基準は、そのような主体依存的・目的依存的な二重基準ではない。各表現の具体的内容、文脈、対象者、権利侵害の有無、必要な救済範囲を個別に判断する基準でなければならない。

4 公刊資料及び行政資料上も、3支部及び各地域は公然と扱われてきたこと

- (1) 本件では、原告支部らの名称及び地域との関係が、被告によって初めて作出されたものではないことも重要である。
- (2) 西郡については、八尾市側資料において、桂隣保館が同和地区及び近隣の市民を対象とする施設として開館したこと、西郡地区について「同和地区長期総合計画」が策定されたこと、八尾市同和事業促進西郡地区協議会が存在したこと等が記載されている（乙41）。また、部落解放同盟中央本部編の公刊物に大阪府連西郡支部青年部の活動報告が掲載され（乙46）、公刊雑誌においても、八尾市西郡が同和行政、地区環境、部落問題の文脈で取り上げられている（乙47、乙48）。
- (3) 西成については、部落解放同盟大阪府連合会西成支部自身が、「西成地区自立就労支援センターの取り組み」と題する文章を公表し、西成地区、同和地区生活実態調査、就労支援、解放会館、支部活動等を具体的に記述している（乙49）。また、大阪市の公開資料にも、西成同和地区解放会館、大阪市同和事業促進西成地区協議会等の名称が掲載されている（乙50）。さらに、公刊雑誌においても、西成地区、水平社運動、部落解放同盟西成支部、同和対策事業、大阪市同和地区生活実態調査等が説明されている（乙51）。
- (4) 野崎については、大東市立人権文化センター条例が、旧大東市立同和会館条例の全部改正により制定されたものであり、大東市立野崎人権文化センターを人権・同和問題の解決に資する施設として位置付けている（乙52）。大東市の公式資料には、審議会委員として部落解放同盟大阪府連合会野崎支部支部長が掲載されている（乙53）。また、大東市立野崎人権文化センターが隣保館機能を有する施設として説明され、指定管理者がNPO法人大東野崎人権協会であることも公表されている（乙54、乙55）。旧大東市立同和教育センター条例を改正した大東市立青少年教育センター条例にも、野崎青少年教育センター等が記載されている（乙56）。
- (5) したがって、西郡、西成、野崎という呼称は、原告支部らが任意に名乗っているだけの名称ではない。少なくとも行政資料、公刊資料及び原告又は関係団体自身の資料において、同和行政、同和地区関係施設、地区協議会、隣保館機能等と結び付いて用いられてきた地区呼称である。
- (6) これらの資料は、原告らの支部名及び地域との関係が、被告の記事によって初めて社会に現れた情報ではないことを示す。したがって、被告が地域名を記載したという一点だけで、秘匿情報の新規暴露又は違法な差別助長行為が成立するものではない。

5 原告らの主張は、結局、表現内容ではなく表現主体を問題にしていること

- (1) 原告らは、自己の支部名、支部活動、行政資料、公刊資料については、同和問題の解決又は運動のために必要であるとして許容する。他方で、被告の表現については、同じ地域名や同和行政・部落解放運動に関する情報を含むことを理由に、一括して違法と主張する。
- (2) しかし、民事上の違法性は、誰が述べたかだけで決まるものではない。表現内容、文脈、対象者、社会的評価、権利侵害の具体性、救済範囲の相当性によって判断されるべきである。
- (3) 原告らの主張は、結局、原告ら又は原告らに近い主体が述べる地域情報は許され、被告が述べる地域情報は許されないというものである。このような基準は、表現の自由及び法的安定性の観点から採用できない。

第4 請求対象の特定が不足していること

1 総論

- (1) 人格権に基づく削除及び差止めは、抽象的な不快感、危惧又は政治的評価を理由として認められるものではない。誰の、どの権利が、どの表現によって、どの範囲で侵害されたのかが具体的に特定されなければならない。
- (2) 原告らは、この基本的な特定をしていない。原告らは、「部落探訪」というカテゴリ全体の評価により、個別表現部分の特定を代替しようとしている。しかし、削除及び将来差止めを求める以上、違法とされる表現部分は、主文及び執行の対象となる程度に明確でなければならない。

2 記事について

- (1) 原告らは、別紙投稿記事目録1の各投稿について、同和地区の地名を明示し、住居、団地、風景等の画像を掲載し、表札、ナンバープレート、墓地、寺社、苗字、放置車両、廃屋、投棄等を取り上げていると主張する。
- (2) 被告は、原告らの評価を争う。
- (3) 一部の記事又は画像について特定個人の識別可能性やプライバシーとの関係が問題になる場合でも、それは、当該記事の当該箇所について個別に審理されるべき問題である。原告らは、どの記事の、どの写真の、どの部分が、どの個人又はどの原告支部の、どの権利を侵害するのかを特定していない。

3 動画について

- (1) 原告らは、別紙投稿記事目録2として、JINKEN.TV上の動画についても削除及び将来公表禁止を求める。

- (2) しかし、動画は、映像、音声、字幕、画面表示、編集、時間的流れから成る。動画全体を削除又は禁止するのであれば、どの動画の、どの秒数の、どの映像又は音声が、どの権利を侵害するのかを具体的に特定する必要がある。
- (3) 原告らは、そのような特定をしていない。記事についての抽象的評価を、動画全体にそのまま及ぼすことはできない。

4 「記事」と「動画」を一体視できないこと

- (1) 原告らは、示現舎上の記事とJINKEN.TV上の動画が基本的に重複すると主張する。
- (2) しかし、媒体が異なり、表現形式も異なる以上、それぞれについて具体的に違法性を主張立証する必要がある。記事には文章、写真、リンク、カテゴリー名等があり、動画には映像、音声、時間的流れ、編集、サムネイル等がある。両者を一括して「同内容」と評価することはできない。
- (3) また、請求の趣旨は「別紙投稿記事目録記載の各記事」と表現しているが、別紙投稿記事目録2は動画である。動画を削除対象とするのか、動画に対応する記事を削除対象とするのか、動画の掲載ページを削除対象とするのか、音声又は映像の一部削除を求めるのかも明確でない。
- (4) 裁判所の主文は、強制執行の対象となる。したがって、削除又は公表禁止の対象は、執行可能な程度に明確でなければならない。原告らの請求は、その明確性を欠く。

5 3支部と各記事・各動画との対応関係がないこと

- (1) 9801号事件の原告は3支部に限られる。そうであれば、各原告支部と各記事又は動画との対応関係が必要である。
- (2) ところが、原告らは、別紙投稿記事目録1の全記事及び別紙投稿記事目録2の全動画について、どの原告支部とどのように関係するのかを具体的に示していない。
- (3) 西郡支部、西成支部、野崎支部の各地域に関する記事又は動画を問題にする場合でも、それ以外の大阪府内各地の記事及び動画について、3支部がなぜ削除及び公表禁止を求めることができるのかは全く説明されていない。
- (4) 原告らの主張は、「大阪府内の部落探訪一般が差別を助長する」という全体評価に基づく。しかし、それは、各支部の具体的権利侵害の主張ではない。

第5 外部対応及び先行判断は本件の一括削除・一括差止めを基礎づけないこと

- 1(1) 原告らは、Google社又はXの対応、YouTube上の削除、富田林仮処分決定、全国部落調査事件関係判決を挙げる。

- (2) しかし、被告は、Google社又はXにおける具体的な判断主体、判断過程、判断理由及び基準適用の内容を知らない。原告らのいう削除又は凍結の理由を、被告が認めるものではない。仮に何らかの利用規約又はガイドライン上の対応があったとしても、それは日本法上の人格権侵害の判断を代替しない。
- (3) また、富田林仮処分決定は、特定の記事について、仮の手續においてなされた判断にすぎない。対象地域、掲載時期、表現内容、写真、映像、音声、文脈が異なる他の記事及び動画に当然に及ぶものではない。
- (4) 全国部落調査事件関係判決も、個人原告ごとの具体的関係を基礎に判断されたものであり、団体が地域住民全体又は地域出身者全体を包括代表して、削除及び将来公表禁止を求めるとしたものではない。同事件においても、部落解放同盟自身の業務遂行権侵害は否定されている。

第6 削除、将来公表禁止、損害賠償及び仮執行宣言について

1 一括削除及び将来公表禁止は過大であること

- (1) 原告らは、記事又は動画全体の削除と、「ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載等の一切の方法」による将来公表禁止を求めている。
- (2) しかし、原告らは、どの記事のどの記載、どの写真、どの動画のどの秒数の映像又は音声、どの原告支部又はどの権利主体の、どの権利を侵害するのかを特定していない。一部の表現が問題となる場合でも、直ちに記事又は動画全体の削除が認められるわけではない。
- (3) 将来公表禁止は、過去記事の削除よりもさらに強い制約である。しかも原告らの請求は、書籍、雑誌、研究報告、講演資料、公刊資料の引用、行政資料の批評、地域史研究等まで萎縮させ得るほど広い。このような請求は、少なくとも本件の主張立証からは認められない。

2 損害賠償請求にも理由がないこと

- (1) 原告らは、3支部について一律に各220万円を請求する。しかし、どの支部の、どの業務に、いつ、どの程度の具体的支障が生じたのかを示していない。
- (2) 原告らの主張の中心は、地域住民又は構成員が差別を受けるおそれや不安感である。しかし、それが問題になるとしても、当該個人の利益の問題であり、直ちに支部という団体固有の損害になるものではない。

3 仮執行宣言は認められないこと

- (1) 原告らは、削除、公表禁止及び金銭請求について仮執行宣言を求めている。

- (2) しかし、人格権に基づく削除及び公表禁止について、当然に仮執行宣言を付することはできない。削除は一度実行されれば原状回復が困難であり、将来公表禁止は本案確定前から被告の表現行為を強く萎縮させる。
- (3) 金銭請求についても、原告支部ら固有の損害は特定されていない。したがって、現段階で仮執行宣言を付する相当性はない。

第7 訴えの変更及び訴額について

1 6807号事件における訴えの変更について

- (1) 6807号事件において、原告らは、2025年3月7日付訴えの変更申立により、「曲輪クエスト（395）寝屋川市明和」及びこれに対応するJINKEN.TV上の動画を削除対象に追加した。原告らは、同申立が第1回口頭弁論期日前であり、訴訟手続を遅滞させることはないと主張する。また、被告がさらなる投稿をしなければ訴えの変更はないとも主張する。
- (2) しかし、本件の問題は、単に期日の前後ではない。原告らの構成では、被告が新たな記事を掲載するたびに、原告らが訴えの変更を重ね、審理対象を拡張し続けることが可能となる。
- (3) 被告は、原告らのいう「違法投稿」という評価自体を争っている。原告らが一方的に違法と評価する記事を掲載したからといって、無制限に訴えの変更を許容すべきことにはならない。
- (4) 訴えの変更の許否は、被告の表現内容に対する原告らの非難の強さではなく、変更後の請求が審理対象を不安定化させ、被告の防御及び裁判所の審理を過度に拡張するかによって判断されるべきである。

2 訴額について

- (1) 原告らは、訴額は適正であり、被告は民事訴訟費用等に関する法律のどの条項に違反するかを具体的に述べていないと主張する。
- (2) しかし、被告の主張は、単なる条項違反の指摘ではない。対象記事及び動画が増加し、削除及び将来公表禁止の対象が拡大するなら、請求の実質も拡大している。訴額を据え置いたまま対象を広げることは、請求の実質と手数料負担との均衡を欠き、訴額算定の基礎を失わせる。
- (3) 裁判所は、対象記事、対象動画、削除請求、将来公表禁止請求、各支部の金銭請求との関係を整理し、必要に応じて訴額の再算定及び手数料の追納を命じるべきである。

第8 結論

- 1 以上のとおり、9801号事件の請求は、その立て方自体に根本的な問題がある。同事件は、西郡支部、西成支部及び野崎支部の3支部のみを原告とし、個々の権利主体ごとの具体的侵害を審理しないまま、大阪府内全体に及ぶ多数の記事及び動画の一括削除、ウェブサイト、書籍、出版物等の一切の方法による将来公表禁止、各支部220万円の損害賠償及び仮執行宣言を求めている。
- 2 原告らは、各記事・各動画と各原告支部との具体的対応関係、各支部固有の権利侵害、各支部固有の損害、個々の権利主体からの授権、削除又は公表禁止を要する具体的表現部分を特定していない。
- 3 さらに、原告らの主張は、自己矛盾を含む。原告らは、被告が地名を示して当該地域を同和地区として扱うことを「暴露」と非難しながら、自らは、部落解放同盟大阪府連合会の西郡支部、西成支部、野崎支部として訴訟を提起し、支部名、活動拠点、規約、構成員属性、行政資料、公刊資料を用いて請求を基礎づけている。
- 4 もし原告らのいうように、地域名と同和問題又は同和地区である旨の情報が結び付いているだけで違法であるなら、原告ら自身の支部表示及び訴状記載も同じ性質を持つことになる。逆に、原告ら自身の支部表示、活動実績、公刊資料、行政資料が許容されるのであれば、地域名又は支部名が同和問題の文脈で現れること自体を直ちに違法とすることはできない。
- 5 裁判所は、この点を曖昧にすべきではない。本件で問われるべきは、「部落探訪」という全体評価ではなく、誰の、どの権利が、どの表現によって、どの範囲で侵害されたのかである。原告らは、その基本的な主張立証をしていない。
- 6 よって、令和7年（ワ）第9801号事件の請求は、全部却下又は全部棄却されるべきである。令和6年（ワ）第6807号事件についても、被告は従前の主張により、請求全部の却下又は棄却を求める。

以上